

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
46	子ども・福祉部	障がい福祉課	障害者虐待	5	廃棄	知-23②	県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの	障害者福祉サービス事業所における障害者虐待発生報告書に係るもの。 <u>社会問題化したような重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「社会問題化したような重大な事件・事故等に関するものは含まれていない」という理由は避けた方が良いと思います。社会問題化＝表面化しただけで、些細な事件・事故が大問題につながるケースもあるため。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。	障害者福祉サービス事業所における障害者虐待発生報告書に係るもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
48	子ども・福祉部	障がい福祉課	事故報告	5	廃棄	知-23②	県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの	障害者福祉サービス事業所における事故報告に係るもの。 <u>社会問題化したような重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「社会問題化したような重大な事件・事故等に関するもの」という客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	同上	障害者福祉サービス事業所における事故報告に係るもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
146	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	三重県大規模小売店舗立地審議会	5	廃棄	知-15③	法律又は条例の定めるところにより設置された審議会等の附属機関及び要綱、要領等により設置された懇話会、協議会等の審議経過及び結果に関するものの中で、 <u>特に保存すべきと判断される内容に関するもの</u>	大規模小売店舗の立地に関し、周辺の生活環境の保持に係る事項について調査・審議するもの。審議会の審議経過及び結果に関するものではあるが、 <u>話題性のある事案等もなく、特に保存すべきと判断される内容に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「話題性のある事案等もなく、特に保存すべきと判断される内容」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、大規模店舗の出店・変更について特段の問題なく調整が終わっている事案に係るもののみで、何らかの問題がある事案については別途調整を行っています。このため、当該公文書は、移管の対象となる「特に保存すべきと判断される内容に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該審議会の内容は、別途記録されています。	大規模小売店舗の立地に関し、周辺の生活環境の保持に係る事項について調査・審議するもの。審議会の審議経過及び結果に関するものではあるが、 <u>特に保存すべきと判断される内容に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
162	県土整備部	建築開発課	三重県建築審査会(平成23年度)	5	廃棄	知-15③	法律又は条例の定めるところにより設置された審議会等の附属機関及び要綱、要領等により設置された懇話会、協議会等の審議経過及び結果に関するものの中で、 <u>特に保存すべきと判断される内容に関するもの</u>	建築許可に関するもの。許可案件は、 <u>特に重要なものや話題となったもの</u> は含まれていない。その他には事務的な文書(全国や東海地域の審査会長会議の報告等)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「特に重要なものや話題になったもの」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、建築許可について事前に調査・検討が行われ、許可基準に適合している事案に係るもののみです。このため、当該公文書は、移管の対象となる「特に保存すべきと判断される内容に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該公文書の内容に関し、業務上必要な事項は、別途台帳に記録され、保存されています。	建築許可に関するもの。事務的な文書(全国や東海地域の審査会長会議の報告等)のみであり、 <u>特に保存すべきと判断される内容に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
163	県土整備部	建築開発課	三重県建築審査会(平成28年度)	5	廃棄	知-15③	法律又は条例の定めるところにより設置された審議会等の附属機関及び要綱、要領等により設置された懇話会、協議会等の審議経過及び結果に関するものの中で、 <u>特に保存すべきと判断される内容に関するもの</u>	建築許可に関するもの。許可案件は、 <u>特に重要なものや話題となったもの</u> は含まれていない。その他には事務的な文書(全国や東海地域の審査会長会議の報告等)のみであるため、廃棄とした。	同上	同上	同上

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
181	教育委員会事務局	教職員課	体罰に関する実態把握	5	廃棄	知-23③	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	平成28年度に報告された小中高等学校における体罰に関する実態把握に係るもの。 <b>体罰事案に該当するものは無く、すべて指導の範囲内のものであるため、廃案とした。</b>	【原田委員長】 内容の確認を希望します。 廃棄の判断は妥当だと思いますが、説明の「すべて指導の範囲内のものであるため」の意味が分かりにくいです。  【矢切委員】 体罰事案についての文書の廃棄は慎重に行うべきだと思います。特に「体罰事案に該当するものはなく、すべて指導の範囲内のものである」は誰が判断するか？が重要であり、廃棄理由としては不適切ではないかと思えます。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、重大な体罰事案には該当しないもの（当該行為は生徒たちを促すためのもので、生徒に傷害もなく、生徒・保護者ともに指導の一部として納得しており、当該教員が懲戒処分の対象となっていないもの）です。このため、当該公文書は、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。	平成28年度に報告された小中高等学校における体罰に関する実態把握に係るもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていないため、廃案とした。</b>
182	教育委員会事務局	教職員課	体罰事案報告	3	廃棄	知-23③	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	平成30年度に発生した小中高等学校における体罰事案報告に係るもの。体罰事案に該当するものは無く、 <b>すべて指導の範囲内のものであるため、廃案とした。</b>	【原田委員長】 内容の確認を希望します。 廃棄の判断は妥当だと思いますが、説明の「すべて指導の範囲内のものであるため」の意味が分かりにくいです。	委員からのご指摘等を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します（小中高等学校→小中学校は、誤りの修正です。）。  なお、当該公文書の内容は、重大な体罰事案には該当しないもの（当該行為は生徒たちを促すためのもので、生徒に傷害もなく、生徒・保護者ともに指導の一部として納得しており、当該教員が懲戒処分の対象となっていないもの）です。このため、当該公文書は、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。	平成30年度に発生した小中学校における体罰事案報告に係るもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていないため、廃案とした。</b>
183	教育委員会事務局	高校教育課	転編入	5	廃棄	知-23⑤	三重県が関わった大規模な災害、事故等に関するもの。	<b>事務的な文書(国(文部科学省)からの通知を各県立高等学校長あて通知したもの)のみであるため、廃棄とした。</b>	【矢切委員】 災害関係の文書廃棄は慎重に行うべきだと思います。この場合、事務的な文書もどこかの文書で内容が確認できるかどうか？が重要ではないかと思えます。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、事務的なものであり、特別な内容のものではありません（三重県内の転編入の実績が分かるようなものは含まれていません）でした。このため、移管の対象となる「三重県が関わった大規模な災害、事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。	事務的な文書(国(文部科学省)からの通知を各県立高等学校長あて通知したもの)のみであり、 <b>三重県が関わった大規模な災害、事故等に関するものは含まれていないため、廃棄とした。</b>
193	教育委員会事務局	保健体育課	全国体力・運動能力・運動習慣等調査	5	廃棄	知-16③	調査、統計及び研究に関する公文書	国(文部科学省)からの依頼調査に係るもの。 <b>実施主体が県ではないため、廃棄とした。</b>	【原田委員長】 廃棄の判断は妥当だと思いますが実施主体が県ではないだけでは理由として十分ではなく、県としてその文書を保有し続ける必要がないことを明示した方がよいと思えます。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該調査は国において毎年実施されているもので、国が調査結果を取りまとめ、公表（HP及び冊子の配布）しています。また、国から各都道府県に対し、全国データ及び各都道府県が行った分析結果を含めたデータが提供されており、業務上必要な記録は別途保存されています。	国(文部科学省)からの依頼調査に係るもの。 <b>事務的な文書のみであるため、廃棄とした。</b> なお、国から提供された取りまとめデータ等については、別途保存されています。
207	労働委員会事務局		三労委平成23年(個)第2号紛争	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	個別労働紛争事件に係る一連の文書である。解雇通告に際し何の説明もなく経済的・精神的損害に対する補償金を求めていたが、訴え後当事者双方が話し合いの場を持つことで合意したため、あっせんが不開始となったもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではないため、廃棄とした。</b>	【矢切委員】 廃棄選別理由に「政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない」など客観性に乏しい理由は避けた方がよいと思えます。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、企業等内の労使紛争の調整に係るもので、調整内容も企業等内で完結するものです。このため、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該事案の内容は、労働委員会事務局の台帳に記録されており、県HPで公開されています。	個別労働紛争事件に係る一連の文書である。解雇通告に際し何の説明もなく経済的・精神的損害に対する補償金を求めていたが、訴え後当事者双方が話し合いの場を持つことで合意したため、あっせんが不開始となったもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていないため、廃棄とした。</b>

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
208	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第1号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	大学の講師の職にあった者に対する配置転換命令が無効であるとして訴えられた案件であるが、当事者双方の主張の隔たりが大きく「あっせん打ち切り」となったもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	<b>【矢切委員】</b> 廃棄選別理由に「政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、企業等内の労使紛争の調整に係るもので、調整内容も企業等内で完結するものです。このため、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該事案の内容は、労働委員会事務局の台帳に記録されており、県HPで公開されています。	大学の講師の職にあった者に対する配置転換命令が無効であるとして訴えられた案件であるが、当事者双方の主張の隔たりが大きく「あっせん打ち切り」となったもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
209	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第2号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	介護職員に対するパワハラ問題の解決を求めて訴えられた案件であるが、当事者双方が金銭的に解決することで合意し終結したもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	介護職員に対するパワハラ問題の解決を求めて訴えられた案件であるが、当事者双方が金銭的に解決することで合意し終結したもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
210	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第3号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	団体交渉の行き詰まりから理事者側からあっせんの申立てがあり、一時金の支給額のアップや管理職給与の資料を組合に交付すること等で双方が合意し終結したもので、 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	団体交渉の行き詰まりから理事者側からあっせんの申立てがあり、一時金の支給額のアップや管理職給与の資料を組合に交付すること等で双方が合意し終結したもので、 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
211	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第4号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	組合員に対する雇止め撤回、賃金の未払い等に関しあっせんの申請があったが、被申請者にあっせんを応諾する意思がないため、打ち切りとなったもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	組合員に対する雇止め撤回、賃金の未払い等に関しあっせんの申請があったが、被申請者にあっせんを応諾する意思がないため、打ち切りとなったもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
212	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第5号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	不当解雇問題の解決及び不当労働行為の謝罪等についてあっせんの申請があったが、理事者側が裁判所に提訴したため、あっせんを打切ったもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	不当解雇問題の解決及び不当労働行為の謝罪等についてあっせんの申請があったが、理事者側が裁判所に提訴したため、あっせんを打切ったもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
213	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第6号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	労働協約締結申し入れに対する放置及び組合委員長等に対する配置転換の辞令の撤回についてのあつせん申請があつたが、自主交渉による解決に向けての進展があつたことや配置転換を命じる事例が撤回されたため、申請が取り下げられたもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	<b>【矢切委員】</b> 廃棄選別理由に「政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、企業等内の労使紛争の調整に係るもので、調整内容も企業等内で完結するものです。このため、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該事案の内容は、労働委員会事務局の台帳に記録されており、県HPで公開されています。	労働協約締結申し入れに対する放置及び組合委員長等に対する配置転換の辞令の撤回についてのあつせん申請があつたが、自主交渉による解決に向けての進展があつたことや配置転換を命じる事例が撤回されたため、申請が取り下げられたもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
214	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第7号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	懲戒解雇の撤回、未払い賃金の支払い、残業代の支払いを求めてあつせん申請したが、懲戒解雇の撤回、解決金の支払い等により双方合意に達し終結したもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	懲戒解雇の撤回、未払い賃金の支払い、残業代の支払いを求めてあつせん申請したが、懲戒解雇の撤回、解決金の支払い等により双方合意に達し終結したもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
215	労働委員会事務局		三労委平成23年(あ)第8号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	派遣社員を直接雇用に移し替えよというあつせん申請に対し、会社側は組合員は請負会社と請負契約を締結し、就労中請負会社が何度か変更になっている等と主張した。双方の主張に妥協点を見出すことができず、「打ち切り」となったもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	派遣社員を直接雇用に移し替えよというあつせん申請に対し、会社側は組合員は請負会社と請負契約を締結し、就労中請負会社が何度か変更になっている等と主張した。双方の主張に妥協点を見出すことができず、「打ち切り」となったもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
216	労働委員会事務局		三労委平成24年(個)第1号紛争	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	円滑な職場復帰及び精神的苦痛に対する謝罪等を求めて申請、職場復帰することで双方合意し、終結したもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	円滑な職場復帰及び精神的苦痛に対する謝罪等を求めて申請、職場復帰することで双方合意し、終結したもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
217	労働委員会事務局		三労委平成24年(個)第2号紛争	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	専任講師への登用、就業規則の開示を求めてあつせんの申請したが、被申請者があつせんに応じないため不開始となったもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	専任講師への登用、就業規則の開示を求めてあつせんの申請したが、被申請者があつせんに応じないため不開始となったもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
218	労働委員会事務局		三労委平成24年(あ)第1号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	労災により断続的に休業していた組合員の退職に伴う金銭解決を求めあつせん申請、解決金を支払うことで合意に達したものの、 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	<b>【矢切委員】</b> 廃棄選別理由に「政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、企業等内の労使紛争の調整に係るもので、調整内容も企業等内で完結するものです。このため、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該事案の内容は、労働委員会事務局の台帳に記録されており、県HPで公開されています。	労災により断続的に休業していた組合員の退職に伴う金銭解決を求めあつせん申請、解決金を支払うことで合意に達したものの、 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
219	労働委員会事務局		三労委平成24年(あ)第2号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	不当解雇の解決、謝罪等を求めてあつせんを申請、解決金を支払うことで合意し、終了したものの、 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	不当解雇の解決、謝罪等を求めてあつせんを申請、解決金を支払うことで合意し、終了したものの、 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
220	労働委員会事務局		三労委平成24年(あ)第4号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	組合員の解雇通知の撤回及び育児休業の取得についてあつせん申請をしたが、双方の自主的解決が図られたため取り下げられたもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	組合員の解雇通知の撤回及び育児休業の取得についてあつせん申請をしたが、双方の自主的解決が図られたため取り下げられたもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
221	労働委員会事務局		三労委平成24年(あ)第5号争議	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	不当解雇に伴う金銭的解決を求めあつせん申請したが、会社側があつせんを拒否し、打ち切りとなったもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	不当解雇に伴う金銭的解決を求めあつせん申請したが、会社側があつせんを拒否し、打ち切りとなったもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。
223	労働委員会事務局		三労委平成19年(不)第2号事件	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	被申立人に派遣されている組合員の直接雇用や福利厚生等について、団体交渉に応じるよう不当労働行為救済申立申請において団体交渉に誠実に応じるよう命令があったもの。 <u>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</u> ため、廃棄とした。	同上	同上	被申立人に派遣されている組合員の直接雇用や福利厚生等について、団体交渉に応じるよう不当労働行為救済申立申請において団体交渉に誠実に応じるよう命令があったもの。 <u>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</u> ため、廃棄とした。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
224	労働委員会事務局		三労委平成21年(不)第2号事件	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	組合と事前協議なく組合員に希望退職の募集と雇止めを行い社内組合と差別して団体交渉を行わない不当労働行為救済申立申請に対し、会社側の当事者性がないとして棄却されたもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書の内容は、企業等内の労使紛争の調整に係るもので、調整内容も企業等内で完結するものです。このため、移管の対象となる「県内で発生した重大な事件・事故等に関するもの」には該当しないと判断しました。 また、当該事案の内容は、労働委員会事務局の台帳に記録されており、県HPで公開されています。	組合と事前協議なく組合員に希望退職の募集と雇止めを行い社内組合と差別して団体交渉を行わない不当労働行為救済申立申請に対し、会社側の当事者性がないとして棄却されたもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
225	労働委員会事務局		三労委平成21年(不)第3号事件	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	団体交渉を行うようにとの不当労働行為救済申立申請があったが、申立人から申立全部を取り下げてきたもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	団体交渉を行うようにとの不当労働行為救済申立申請があったが、申立人から申立全部を取り下げてきたもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
226	労働委員会事務局		三労委平成22年(不)第2号事件	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	正当な理由なく団体交渉を拒否したことや組合員の時給を一方的に引き下げたことに対して不当労働行為救済申立申請があり、金銭的解決で和解が成立したもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	正当な理由なく団体交渉を拒否したことや組合員の時給を一方的に引き下げたことに対して不当労働行為救済申立申請があり、金銭的解決で和解が成立したもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
227	労働委員会事務局		三労委平成23年(不)第2号事件	10	廃棄	労-16	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	組合員の在職中未払いの社会保険料の納付に関する団体交渉を拒否したことについての不当労働行為救済申立申請があり、会社側は保険料納付の手続きを行うことで双方和解が成立したもの。 <b>政治、社会、文化又は世相を反映しているような事案ではない</b> ため、廃棄とした。	同上	同上	組合員の在職中未払いの社会保険料の納付に関する団体交渉を拒否したことについての不当労働行為救済申立申請があり、会社側は保険料納付の手続きを行うことで双方和解が成立したもの。 <b>県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていない</b> ため、廃棄とした。
238	三重県立総合医療センター		院内 医療事故報告書	5	廃棄	知-24②Ⅲ	県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書	県立総合医療センターにおける患者の転倒事故を取りまとめたもの。 <b>医療行為の事故や病院側の不注意が原因ではない</b> ため、廃棄とした。	【矢切委員】 県立総合医療センターの転倒事故については、「医療行為の事故や病院側の不注意が原因での事故ではない」という理由で廃棄するのは如何なものかと思えます。転倒事故については作為・不作為に関係なく対処を講じていくために保存していくべきものと考えられますが如何でしょうか？	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。  なお、当該公文書は、医療行為とは関係の無い転倒事故であり、医療機関の過失等による医療事故に係るものではありません。このため、移管の対象となる「県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書」には該当しないと判断しました。	県立総合医療センターにおける患者の転倒事故を取りまとめたもの。 <b>県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書は含まれていない</b> ため、廃棄とした。